

山梨県公報

号外第三十一号

平成二十年

四月三十日

水曜日

目次

人事委員会

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………

人事委員会

山梨県人事委員会規則第四十五号

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年四月三十日

山梨県人事委員会

委員長 小澤 義彦

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

山梨県職員の給与に関する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第七号)の一部

を次のように改正する。

第三十六条第二項第三号中、「(別表第十二に掲げる支給区分が一種、二種又は三種の職を占める職員の行うものにあつては、一万二千元)」を削る。

別表第十二知事の事務部局の部総合県税事務所の中

所長	一種
副所長	四種

を

長 一種

に改め、同部育精福祉センターの項中

次長

七種(人事委員会が認め

る者にあつては六種)

を

次長	七種(人事委員会が認める者にあつては六種)
福祉指導幹	七種

に改め、同部流域下水道事務所の項中

次長

七種(人事委員会が認める

者にあつては六種)

を

次長	七種(人事委員会が認める者にあつては六種)
技術指導幹	七種

に改める。

別表第十二議会事務局の部中「三種」を「三種(人事委員会が認める者にあつては二種)」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の山梨県職員の給与に関する規則の規定は、平成二十年四月一日から適用する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番